

1 . 輸入ビールの表示に関する公正競争規約

(昭和 57 年 3 月 12 日 公正取引委員会告示第 5 号)

2 . 輸入ビールの表示に関する公正競争規約施行規則

(昭和 57 年 3 月 8 日 公正取引委員会承認)

日 本 洋 酒 輸 入 協 会

公正競争規約	施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、輸入ビールの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「輸入ビール」とは、酒税法(昭和28年法律第6号)第2条に規定する酒類のうち、同法第3条第12号で掲げる酒類であって輸入されたものをいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、ビールを輸入して販売する者及びこれに準ずる者をいう。</p> <p>3 この規約で「原産国」とは、当該ビールを製造した製造場の所在する国をいう。</p> <p>4 この規約で「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項各号に規定するものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 輸入ビールの表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)の第2条第2項の「これに準ずる者」は、事業者と総代理店契約その他これに類する特別の契約関係にある総代理店等とする。</p> <p>2 規約第2条第4項に規定する「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するビールの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によ</p>

公正競争規約	施行規則
<p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、輸入ビールの容器又は包装に次に掲げる事項を、それぞれ輸入ビールの表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)で定めるところにより、見やすい場所に邦文(算用数字及び慣用記号を含む。)で明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) ビールである旨</p> <p>(2) 原材料</p> <p>(3) アルコール分</p> <p>(4) 容器の容量(内容量)</p> <p>(5) 賞味期限</p>	<p>るものを含む。)</p> <p>(必要な表示事項の表示基準)</p> <p>第2条 規約第3条の必要な表示事項は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号又は食品衛生法(昭和22年法律第233号))の定めるところによるほか、次の基準により表示するものとする。</p> <p>(1) 規約第3条第1号の「ビールである旨」は、「ビール」又は「麦酒」と表示するものとし、銘柄名等に「ビール」又は「麦酒」とあるものは、それにより当該表示を行ったものとする。</p> <p>(2) 規約第3条第2号の「原材料」は、「原材料」という文字の後に、使用した材料を酒税法、同施行令及び同施行規則に定められた品名で、その順序に従って表示するものとする。ただし、とうもろこしはコーン、でんぷんはスターチと表示することができる。</p> <p>(3) 規約第3条第3号の「アルコール分」は、「アルコール分」という文字の後に、容量比で1度の範囲内で「度」(若しくは%)。以下この項において同じ。)以上「度未満」と表示するものとする。 ただし、アルコール分±1度の範囲内で、1度単位又は0.5度刻みにより、「度」、「.5度」の表示、若しくはアルコール分±1度の範囲内であって、かつ容器のラベルに輸出国で「アルコール分」の表示と容易に認識できるアルコール分の表示があるものについては、「アルコール分は表ラベルに記載」又は「アルコール分は裏ラベルに記載」の旨の表示も可能とする。</p> <p>(4) 規約第3条第4号の「容器の容量(内容量)」は、「ミリリットル」若しくは「ml」または「リットル」若しくは「L」で表示するものとする。</p> <p>(5) 規約第3条第5号の「賞味期限」は、容器包装の開かれていない輸入ビールが次号により表示された方法に従って保存された場合に、風味や安全性などの期待される品質特性が十分保持可能であると認められる期限をいい、その表示は次の何れかの方式により行うものとする。</p>

公正競争規約	施行規則
<p>(6) 保存方法</p> <p>(7) 事業者の氏名又は名称及び所在地</p> <p>(8) 引取先の所在地</p> <p>(9) 原産国名</p> <p>(10) 取扱上の注意等</p> <p>(11) その他法令により表示すべきこととされている事項</p>	<p>イ 「賞味期限」の文字の後にその年月日又は年月を表示する。</p> <p>ロ 「賞味期限」の文字の後に例えば「別途記載」、「缶底に表示」等表示し、容器又は包装の別の箇所にその年月日又は年月を表示する。</p> <p>(6) 規約第3条第6号の「保存方法」は、「保存方法」の文字の後に、例えば「日なたをさけ涼しいところに保存してください。」等の注意事項を表示する。</p> <p>(7) 規約第3条第7号の「事業者の氏名又は名称及び所在地」については、「輸入者」の文字の後に、「ビールを輸入して販売する者」の氏名又は名称及び所在地を表示するものとする。</p> <p>(8) 規約第3条第8号の「引取先」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（昭和28年政令第28号）第8条の3第2項の引取先をいい、その所在地の表示については、前号の「ビールを輸入して販売する者」の所在地と同じ場合は、引取先の所在地の表示を省略することができる。</p> <p>(9) 規約第3条第9号の「原産国名」については、原産国が一般に国名よりも地名で知られているため、当該ビールの原産地を国名で表示することが適切でない場合は、原産国名に代えて、原産地名を表示することができる。</p> <p>(10) 規約第3条第10号の「取扱上の注意等」については、例えば、かん詰ビールにあっては、「あき缶はリサイクルへ」、「あき缶は捨てないようにご協力下さい」等必要に応じてその旨を表示するものとする。</p> <p>(11) 規約第3条第11号の「その他法令により表示すべきこととされている事項」は、「鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」（平成3年大蔵・農林水産・通商産業省令第1号）別表に定める「識別マーク」とする。</p> <p>(12) 規約第3条各号に掲げる事項を表示する文字の大きさは、次によるものとする。</p> <p>イ 「ビールである旨」については、容器の容量別に次に掲げる活字の大きさ以上の大きさとする。</p>

公正競争規約	施行規則		
<p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第4条 事業者は、輸入ビールについて次の各号に掲げる用語を表示する場合には、当該各号に定める基準に従うものとする。</p> <p>(1) ラガービール 貯蔵工程で熟成されたビールでなければラガービールと表示してはならない。</p> <p>(2) 生ビール及びドラフトビール 熱による処理(パストリゼーション)をしないビールでなければ、生ビール又はドラフトビールと表示してはならない。</p> <p>(3) 黒ビール及びブラックビール 濃色の麦芽を原料の一部に用いた色の濃いビールでなければ、黒ビール又はブラックビールと表示してはならない。</p> <p>(4) スタウト 濃色の麦芽を原料の一部に用い、色が濃く、香味の特に強いビールでなければ、スタウトと表示してはならない。</p> <p>2 前項第1号から第3号までの文言は、ビールである旨が明りょうである場合には、ビールの文字を省略し、単に「ラガー」・「生」等と表示することができる。</p>		ビールと表示する場合	ビールと表示せず麦酒と単独で表示する場合
	360 ミリリットルを超えるもの	14 ポイント(4号)	16 ポイント(3号)
	360 ミリリットル以下のもの	10.5 ポイント(5号)	14 ポイント(4号)
	<p>ロ 「原材料」については、容器の容量別に、次に掲げる活字の大きさ以上の大きさとする。</p>		
	360 ミリリットルを超えるもの 360 ミリリットル以下のもの	8 ポイント 6 ポイント	
<p>ハ 前記イ及びロに規定する以外のものについては、容器の容量別に、次に掲げる活字の大きさ以上の大きさとする。</p>			
360 ミリリットルを超えるもの 360 ミリリットル以下のもの	6 ポイント 5.5 ポイント		

公正競争規約	施行規則
<p>3 第1項第2号の文言を容器又は包装に表示する場合は、「熱処理していない」旨を併記して表示しなければならない。</p> <p>4 「特製」、「吟醸」等製造方法に関する文言は、施行規則で定めるところにより表示することができる。</p> <p>5 「高濃度」、「高純度」、「高アルコール」等品質、成分に関する文言は、施行規則で定めるところにより表示することができる。</p> <p>(その他の表示事項等)</p> <p>第5条 日本洋酒輸入協会(以下「協会」という。)は、第1条の目的を達成するため、特に必要があると認められる場合は、第3条及び前条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第6条 事業者は、輸入ビールの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) ビールでないものをビールであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 原材料又は製造方法について実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 品質又は成分について誤認されるおそれがある表示</p>	<p>施行規則</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第3条 規約第6条に掲げる不当表示の類型等を例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 規約第6条第1号の表示については、ビール以外の商品に「ビール」、「ピヤ」、「エール」、「スタウト」等の名称及びビールと誤認されるおそれがある絵・図柄・写真等を表示すること。ただし、「ルートピヤ」、「ジンジャーエール」等公知の名称については、ことさらに「ピヤ」、「エール」の部分分離し又は強調しない限り、これには含まれない。</p> <p>(2) 規約第6条第2号の原材料又は製造方法については、次の表示をすること。</p> <p>イ 特定の原材料等が多いこと又は少ないことを強調することにより、品質が優れているかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>ロ 「特製」、「吟醸」等意味が不明確で、それを用いることにより、特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 規約第6条第3号の品質又は成分については、次の表示をすること。</p> <p>イ 致酔性がないと誤認されるおそれがある表示</p> <p>ロ 医薬上の効能又は効果があると誤認されるおそれがある表示</p>

公正競争規約	施行規則
<p>(4) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 賞でないものを賞であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 自己の取扱う他の商品又は自己の行う他の事業で受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(7) 他の事業者又は他の事業者に係るビールを中傷し、又はひぼうするような表示</p> <p>(8) 生産規模、生産設備、販売量、販売比率その他事業者の実態について、客観的事実に基づくもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優位にあると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、自己の販売に係るビールの内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認されるおそれがある表示</p>	<p>ハ 客観的事実に基づく具体的数値又は根拠がない「高濃度」、「高純度」、「他のビールより優良」等の表示</p> <p>ニ ビールの品質がビール以外の他の商品より特に優れていると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 規約第6条第4号の原産国については、「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和48年公正取引委員会告示第34号)第1項又は第2項に該当する表示をすること。</p> <p>(5) 規約第6条第5号の賞でないものについては、次の表示をすること。</p> <p>イ その事実がないにもかかわらず、あたかも団体が出したかのようにみせかけた賞</p> <p>ロ 社会的地位、責任のないものにつけた賞</p> <p>ハ 申請者が全員入賞するような場合の最低の賞</p> <p>ニ 自己につけた賞</p> <p>(6) 規約第6条第6号の表示については、ある特定の商品に受けた賞、推せん等であるにもかかわらず、当該事業者に係る他の商品についても、賞又は推奨を受けたかのように誤認されるような表示をすること。</p> <p>「賞、推奨等」の表示は、実際に賞、推せん等を受けた商品又は事業であることが、明らかに認知できるものに限るとする。</p> <p>(7) 規約第6条第7号の中傷し又はひぼうするような表示については、他の事業者のビールにつき品質等に係る比較を行い、自己のビールが優良又は有利であるかのように訴求する表示をすること。</p>

公正競争規約	施行規則
<p>(規約の実施機関)</p> <p>第7条 この規約の実施機関は、協会とする。</p> <p>2 協会は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(5) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(7) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(8) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(事業者の協力義務)</p> <p>第8条 事業者は、この規約を円滑に実施するため協会に協力しなければならない。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第9条 協会は、第3条、第4条若しくは第6条の規定又は第5条の規定に基づく施行規則に違反する事実があると思料するときは、当該事業者から事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく協会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 協会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、理事会の議決により3万円以下の違約金を課すことができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第10条 協会は、第3条、第4条若しくは第6条の規定又は第5条の規定に基づく施行規則に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排</p>	

公正競争規約	施行規則
<p>除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 協会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、理事会の議決により当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 協会は、前条第3項又は前二項の規定による措置をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官及び国税庁に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第11条 協会は、第9条第3項又は前条第2項の規定により違約金を課そうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から20日以内に、協会に対して文書によって意義の申立てをすることができる。</p> <p>3 協会は、前項の意義の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 協会は、第2項に規定する期間内に意義の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(施行規則の制定)</p> <p>第12条 協会は、この規約の実施及び運営に関する事項について施行規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、協会の総会の議決を経て事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p>	<p>施行規則</p> <p>(細則の制定)</p> <p>第4条 協会は、規約及びこの規則の運用に関し細則を定めることができる。</p>

公正競争規約	施行規則
<p>附 則 この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）の施行日から施行する。</p>	<p>附 則 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。</p>